

平成20年度上期のメキシコ合衆国を原産地とする皮革及び革靴の関税割当てについて

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年経済産業省令第8号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、平成20年度上期のメキシコ合衆国（以下「『メキシコ』」という。）を原産地とする当該品目の関税割当てに関する事項を下記のとおり定める。（この公表は、「『メキシコ』皮革・革靴公表」という。）

記

第1 関税割当てを行う物品及び申請区分

- 1 この公表により関税割当てを申請しようとする者は、次表の左欄の申請区分に従い、それぞれ区分された物品（以下「割当物品」という。）ごとに行わなければならない。

申請区分（割当物品）	略称
牛馬革（染着色等したもの）	皮革
牛馬革（その他のもの）	
羊革・やぎ革（染着色等したもの）	
革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）	革靴

- 2 1で区分された関税割当てを行う物品の総称（以下「物品」という。）及びその関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号（以下「関税率表番号」という。）は、別表のとおりとする。

第2 割当枠

割当物品ごとに、

1 割当枠の総量

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく以下に掲げる数量。

- ・牛馬革（染着色等したもの）：26,000 m²
- ・牛馬革（その他のもの）：121,000 m²
- ・羊革・やぎ革（染着色等したもの）：26,000 m²
- ・革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）：432,000 足

2 割当枠の種類及び数量

- (1) 年度枠（上期分）
1の数量を2等分した数量
- (2) 再割当枠
(1)で割り当てた数量の残量及び返納された数量

第3 申請日及び申請時間

1 申請日（受付日）

皮革及び革靴とも、

- (1) 年度枠（上期分）
平成20年 3月11日（火）
- (2) 再割当枠
 - 第1回 平成20年 5月20日（火）
 - 第2回 平成20年 6月17日（火）
 - 第3回 平成20年 7月15日（火）
 - 第4回 平成20年 8月19日（火）

（注）再割当枠の受け付けの有無は、各申請日の前の週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合は、その直前の平日）に次の関税割当ホームページにて発表する。

（再割当枠受付情報 <http://www.meti.go.jp/policy/mexicotariff/index.html>）

2 申請時間（受付時間）

午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 申請窓口

申請窓口	所在地
経済産業省 北海道経済産業局 産業部国際課	電話：011-709-2311(代) 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎5階
同 東北経済産業局 産業部産業振興課国際室	電話：022-263-1111(代) 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎5階
同 関東経済産業局 産業部国際課	電話：048-600-0265 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
同 中部経済産業局 地域経済部国際課	電話：052-951-4091 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番2号
同 近畿経済産業局 通商部通商課	電話：06-6966-6034 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館2階
同 中国経済産業局 産業部産業振興課	電話：082-224-5638 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館3階
同 四国経済産業局	電話：087-811-8525

産業部産業振興課国際室	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
同 九州経済産業局 国際部国際課	電話：092-482-5425 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館7階
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部商務通商課	電話：098-866-0031(代) 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館9階
経済産業省貿易経済協力 局貿易管理部貿易審査課	電話：03-3501-1511(代) 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省本館14階

第5 申請者の要件

割当物品ごとに、

1 申請要件

割当物品を自己の営業のために^{*1}自ら輸入しようとする者（「別記」参照）であって、^{*2}『メキシコ』を原産地とし、当該国から輸出する当該割当物品に関する売買契約の当事者として^{*3}売買契約書類を有する者であること。

(※1) この公表において「自ら輸入」とは、割当物品（貨物）の輸入契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名において行うことをいう。

(※2) この公表において「『メキシコ』を原産地とする物品」とは、『メキシコ』において「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」に基づく、権限のある政府当局等が発行する「原産地証明書」が発給される物品をいう。

(※3) この公表において「売買契約書類」とは、基本的な輸入契約書のほか、発注書（Purchase Order）、見積書（Proforma Invoice）であって、貨物名、契約数量（輸入数量）、契約金額、船積地、船積予定日等が明記されており、かつ、契約当事者の署名等があるものとする。

2 要件を満たさない申請

(1) 次の①～③に該当する場合は、申請することが出来ない。

① 1のほか、契約締結日及び契約当事者の署名等並びにそれらと同等の表現のない売買契約書類については、申請要件を満たさないものとする。

② 平成19年度上期に発給を受けたいずれかの証明書が返納されていない場合

③ 不正使用等により既発給証明書が無効とされた場合

(2) なお、次のいずれかに該当する申請者の場合、申請は受け付けるが「年度枠」の関税割当の方法は第8の1の(3)のとおりとする。

① 平成19年度上期に取得した全ての証明書に係る輸入通関実績を合計し、当初割り当てられた数量と輸入通関数量（非該当数量を除く。）から、消化率を算出し、その消化率が0.9未満の場合（「年度枠」申請に限る。）

② 以下のいずれかに該当する場合（「年度枠」申請に限る。）

(イ) ①に該当する申請者の親会社、子会社、兄弟会社等（議決権の50%以上を保有し

ている関係にある法人)

- (ロ) 役員(持分会社にあつては社員。以下同じ。)総数の2分の1超を①に該当する申請者の役員又は一般社員が兼ねる関係にある法人
- (ハ) ①に該当する申請者と登記簿又は印鑑証明書上の代表権者名及び住所が同一の法人

第6 提出書類

割当物品ごとに、

1 年度枠(上期分)の申請

- (1) 関税割当申請書(省令様式第1) 2通
 - (2) 事業内容確認書(公表様式第1) 1通
 - (3) 法人の場合は、法人の印鑑証明書 原本1通(申請日前1か月以内に交付されたもの)
 - (4) 個人事業者の場合は、個人事業者本人の印鑑登録証明書 原本1通(申請日前1か月以内に交付されたもの)
 - (5) 締結した売買契約書類すべて *原本及びその写し 各1通
 - (6) 締結した売買契約書類が1年又は複数年契約の場合は、半期ごとの輸入計画書 1通
 - (7) (5)の書類が日本語以外の言語で表記されている場合には、その日本語訳1通
- (※) 原本は、受付確認後直ちに返却する。

2 再割当枠の申請(この公表により初めて申請しようとする場合は、第6の1の書類)

- (1) 関税割当申請書(省令様式第1) 2通
 - (2) 事業内容確認書(公表様式第1) 1通
 - (3) 年度枠割当数量が申請数量(契約数量)に満たなかった場合は、その時の売買契約書類すべて、又は、年度枠申請と異なる新たに締結した売買契約書類すべて *原本及びその写し 各1通
 - (4) 締結した売買契約書類が1年又は複数年契約の場合は、半期ごとの輸入計画書 1通
 - (5) (3)の書類が日本語以外の言語で表記されている場合には、その日本語訳 1通
- (※) 原本は、受付確認後直ちに返却する。

3 関税割当申請書等の取扱い

複数の売買契約書類がある場合、関税割当申請書は、契約書類ごとに作成しても、一つにまとめて作成しても構わないこととする。ただし、事業内容確認書は、契約書類ごとに作成する。

4 提出を省略できる書類

この公表によりはじめて申請する場合で、2以上の割当物品を同時に申請する場合には、いずれかの申請に1の(3)又は1の(4)を添付することとする。

第7 申請数量

割当物品ごとに、

1 年度枠(上期分)の申請数量

売買契約書類に記載されている輸入数量のうち、平成20年4月1日から契約満了日又は平成2

0年9月30日までのいずれか短い期間に計画している割当物品の輸入数量の範囲内の数量

2 再割当枠の申請数量

売買契約書類に記載されている輸入数量のうち、申請日から契約満了日又は平成20年9月30日までのいずれか短い期間に計画している割当物品の輸入数量の範囲内の数量

第8 関税割当ての方法

割当物品ごとに、

1 年度枠

- (1) 申請数量の総計が第2の2(1)の数量以下となる場合
申請者に対して、申請数量を割り当てる。
- (2) 申請数量の総計が第2の2(1)の数量以上となる場合
申請者に対して、第2の2(1)の数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて配分した数量を割り当てる。
- (3) (1)の割当ての結果、残量が生じた場合、以下①のいずれかに該当する申請者に対し、以下②の要領で割り当てる。
 - ① (イ) 平成19年度上期に取得した全ての証明書に係る輸入通関実績を合計し、当初割り当てられた数量と輸入通関数量(非該当数量を除く。)から消化率を算出しその消化率が0.9未満の場合(「年度枠」申請に限る。)
 - (ロ) 以下のいずれかに該当する場合(「年度枠」申請に限る。)
 - a (イ)に該当する申請者の親会社、子会社、兄弟会社等(議決権の50%以上を保有している関係にある法人)
 - b 役員総数の2分の1超を(イ)に該当する申請者の役員又は一般社員が兼ねる関係にある法人
 - c (イ)に該当する申請者と登記簿又は印鑑証明上の代表権者名及び住所が同一の法人
 - ② (イ) 申請数量の総計が残量以下となる場合
申請者に対して、申請数量を割り当てる。
 - (ロ) 申請数量の総計が残量以上となる場合
申請者に対して、残量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて配分した数量を割り当てる。
- (4) (1)、(2)又は(3)の割当て終了後に残量がある場合には、その残量を再割当枠に繰り入れる。

2 再割当枠

各割当てごとに、

- (1) 申請数量の総計が再割当枠の数量以下となる場合
申請者に対して、申請数量を割り当てる。
- (2) 申請数量の総計が再割当枠の数量以上となる場合
申請者に対して、再割当枠の数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて配分した数量を割り当てる。

(3) (1)又は(2)の割当終了後に残量がある場合には、その残量を次回の再割当枠に繰り入れる。

3 1又は2により割当数量を算出した結果、割当数量が次の表に掲げる数量に満たない場合には、証明書を発給しない。

皮革	1 m ²
革靴	1 足

第9 証明書の発給

1 提出された書類を審査し、その結果不適格の場合は、申請を無効とする。

2 各申請者への関税割当証明書（以下「証明書」という。）の発給は、申請した窓口において「関税割当証明書引換書」に記載された期間に、その「引換書」と引き換えに行う。

ただし、審査に時間が要する案件の場合には、証明書の発給が遅れることがある。

第10 証明書の失効

証明書は、「関税割当証明書引換書」に記載された期間を過ぎた時点で失効となる。失効となった証明書は返納と同様の扱いとなる。

第11 証明書の有効期間

割当年月日から平成20年9月30日までとする。

なお、有効期間の延長が認められた場合には、延長された有効期間とする。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

経済産業省は、この公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所等を、『経済産業公報』及び『JETRO通商弘報』等において公表する。

第13 証明書の割当数量変更

証明書の割当数量（割当数量が変更されている場合には、変更後の割当数量。以下この第13において同じ。）の一部を返納するために割当数量の変更を申請しようとする者は、次の書類を証明書の発給窓口提出しなければならない。

- 1 関税割当証明書内容変更申請書（注意事項様式第1） 2通
- 2 証明書の原本（割当数量を変更しようとするもの）及びその写し 各1通
- 3 当初の売買契約書類の内容が変更になる場合は、内容変更を証する書類 * 原本及びその写し 各1通
- 4 3の書類が日本語以外の言語で表記されている場合には、その日本語訳 1通
（※）原本は、受付確認後直ちに返却する。

第14 証明書の返納

1 証明書の発給を受けた者は、証明書が次のいずれか一の事由に該当したときは、その事実の発生した日から1か月以内に、次の2の書類を証明書の発給窓口提出しなければならない。

- (1) 証明書の割当数量を全て使用した場合
- (2) 証明書の有効期間が満了した場合
- (3) 証明書を使用しないこととなった場合

2 提出書類

- (1) 証明書の原本
- (2) 関税割当返納確認書（公表様式第2） 2通

第15 当該年度の輸入通関実績の取扱い

申請者ごとに、上期に取得したすべての証明書に係る輸入通関実績を合計し、当初割り当てられた数量と輸入通関数量（非該当数量を除く。）から消化率を算出し、その消化率が0.9未満の場合は、原則として次年度上期の年度枠の申請はできないものとする。

なお、返納数量は、輸入通関実績とはみなさない。

第16 「関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」

この公表に定めるもののほか、証明書の有効期間の延長、分割、名義変更、内容変更及び再発給の手続き、用語の解釈並びに申請書等の記載要領については、「『メキシコ』関税割当てに関する関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」（以下「『メキシコ』関税割当注意事項」という。）において定める。

第17 その他

1 代理申請について

申請時に提出書類の記載内容等の確認のため、本公表に基づく『メキシコ』関税割当注意事項に定める場合を除き、代理申請は認めない。

2 身分確認について

申請時等には本人確認のため、次の①から⑧までの書類（住所及び氏名が記載されているものに限る。）のいずれか一つの提示を求める。ただし、申請者が法人であって代表権者以外の者が申請書類を持参した場合は、その者が当該法人の従業員であることを確認出来る①又は②（社名が確認出来るものに限る。）の書類のいずれか一つの提示を求める。（名刺は不可）

①社員証又は代表権者が発行した従業員である旨を証する任意の書類 ②各種健康保険証 ③運転免許証 ④各種年金手帳 ⑤各種福祉手帳 ⑥住民基本台帳カード（写真入りのものに限る。） ⑦外国人登録証明書 ⑧旅券（パスポート）

3 追加資料の提出

審査に当たって、この公表に定められた提出すべき書類以外の書類が必要となった場合には、経済産業省は、申請者に対して追加資料の提出及び説明を求めることがある。

4 端数の取扱い

- (1) 証明書による割当物品の輸入通関数量及び割当数量等の算出において、算出数量が次表に掲げる数量に満たない場合には、その端数は切り捨てる。

皮革	1 m ²
革靴	1 足

(2) 消化率の算出において、小数点以下3桁未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5 関税定率法及び関税暫定措置法（以下「法律」という。）並びに政令の改正

平成20年4月1日以降、法律及び政令の改正により変更の必要が生じたときは『経済産業公報』及び『JETRO通商弘報』において公表する。

【別記】

申請要件（割当物品を自己の営業のために自ら輸入しようとする者） の解釈等について

- 1 『メキシコ』皮革・革靴公表において、「割当物品を自己の営業のために自ら輸入しようとする者」が関税割当ての申請者の要件となっている。
- 2 事実上自己の営業以外のために関税割当ての全部又は一部を使用する、又は、他人に関税割当てを使用させることは、その形式の如何を問わず「自ら輸入」する行為とは見なされない。また、保税地域における貨物の譲受、委託して行う輸入等に係る証明書の使用も、「自ら輸入」する行為とは見なされない。
- 3 従って、申請において、申請者が前記のような「自ら輸入」に該当しない行為を行う蓋然性が高いと認められる場合は、申請資格を欠くものとして関税割当ての申請を受理しない。また、証明書発給後にそれらのことが判明した場合は、発給された証明書の返納を求め、又は、申請を無効とすることがある。
- 4 なお、これらの行為により輸入された数量は、「自ら輸入」とみなされないことから「非該当数量」として、当該証明書による割当物品の輸入通関数量から除外される。
- 5 経済産業省は、公平な関税割当て制度を維持するために、申請者に同意又は協力を求め、申請のあった案件に関連する書類、帳簿、その他データの提出及び説明を求め、必要があると認められる場合には、実地調査を行うことがある。
- 6 関税割当てを申請又は証明書を使用する者は、関税割当て制度の趣旨を十分に理解の上、適正に申請し、かつ、証明書の発給を受けたときには適正に使用すること。

別表（第1の2関係）

関税率表番号	物 品
4104.41-2(1) 4104.49-2(1) 4107.11-2(1) 4107.12-2(1) 4107.19-2(1) 4107.91-2(1) 4107.92-2(1) 4107.99-2(1)	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染着色したものとび牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第41.14項の革を除く。）のうち、染着色し又は模様付けしたもの
4101.20-2 4101.50-2 4101.90-2 4104.11-2 4104.19-2 4104.41-1(2) 4104.41-2(2) 4104.49-1(2) 4104.49-2(2) 4107.11-2(2) 4107.12-2(2) 4107.19-2(2) 4107.91-2(2) 4107.92-2(2) 4107.99-2(2)	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染着色したものとび以外のもの（クロムなめしのもを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第41.14項の革を除く。）のうち、染着色し又は模様付けしたものと以外のもの
4105.30-1 4106.22-1 4112.00-2(1) 4113.10-2(1)	羊及びやぎのなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染着色したものとびに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第41.14項の革を除く。）のうち、染着色し又は模様付けしたもの
6403.20 6403.40 6403.51-1 6403.51-2(2) 6403.59-1(2) 6403.59-2(2) 6403.91-1(2) 6403.91-2(2) 6403.99-1(2)	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したものとびにこれら以外のもので本底が革製のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するものとびスリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。）

6403. 99-2 (2)

6404. 19-1 (1)

6404. 20-1 (1)

6404. 20-2 (1) A

6404. 20-2 (2) A

6405. 10-1 (1)

6405. 90-1 (1) A

6405. 90-1 (2) A (a)

事業内容確認書

※ 売買契約書類ごとに作成して下さい。

1	申請者氏名 (名 称)	(フリガナ)
2	担当者氏名	電話 F A X
3	商 号	(個人事業者の場合)
4	事業の内容 (具体的に記載する)	
5	登記上住所又は個人事業者の現住所	電話
6	事業所住所 (5以外に事業所がある場合)	電話
7	契約書番号	
8	契約締結日	
9	契約数量	
10	契約相手方名称	
11	契約相手方住所	電話
12	生産者名称	
13	生産者住所	電話

上記の記載事項に間違いがないことを確認いたします。

平成 年 月 日

会社名・商号等

(フリガナ)

氏名 (申請者又は代表権者等)

印

割当物品	革靴 牛染 牛他 羊やぎ	申請数量 (申請書に記載した数量)	(足・㎡)
------	--------------	-------------------	-------

関税割当返納確認書

平成 年 月 日

申請者氏名 (名称)	フリガナ			
登記上住所又は個人事業者の現住所				
事業所住所 (上記住所のほかに事業所がある場合)				
担当者氏名		電 話		F A X

(足・m²)

割当物品	革靴 牛染 牛他 羊やぎ			
	割当数量 (A)	通関数量 (B)	残数量 (A) - (B)	非該当数量(注4) (B)の内数
証明書番号				

注 1 用紙の大きさは、A列4番とします。

- この表は、各証明書ごとに2通ずつ作成してください。
- 「割当数量」欄には、当初の割当数量を記載してください。変更があった場合には、当初の数量の下に当初の数量から返納数量（返納数量が複数回ある場合はそれらの数量の和）を差し引いた数量をかつ書きで記載してください。
- 「非該当数量」欄には、通関数量のうち、自ら輸入したものと認められない数量を記載してください。
- 証明書の返納日は、右の受付印の日付けとなります。
- 審査の結果、数量に誤りが判明したときは、後日、訂正したものを提出していただくことがあります。

証明書返納受付印	週間集計
	返納管理簿